

暴力団 の定義

「暴力団」とは、構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体のことをいいます。また、暴力団の構成員が「暴力団員」です。

「指定暴力団」とは、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会によって指定された暴力団をいい、平成23年末で、全国で22団体が指定されており、県内では「四代目小桜一家」が指定されています。

暴力団追放 「三ない運動」

暴力団からの被害を防
止し、暴力団を社会から
追放するため、次の「暴
力団追放三ない運動」を
実践しましょう。



「暴力団の存在を許さない」という勇
気を持ちましょう。皆で団結して、暴
力団を恐れない毅然とした対応をし
ましょう。

暴力団は、常に不当に資金を獲得する
ことを狙っています。賛助金、みかじめ
料、用心棒代など、いかなる名目であつ
ても、お金を出してはいけません。暴力
団の資金を断ちましょう。

交通事故の示談や債権の取立てなどの
トラブル処理に、暴力団を利用してはい
けません。利用したつもりが、反対に法
外な金額を要求されます。弱い、甘いと
見ると、とことん付け入ってきます。

21 暴力団対策法が禁止する の暴力的 requirement 行為

暴力団対策法では、指定暴力団員が指定暴力団の
威力を示して行う次の行為を禁止しています。

また、これらの行為を指定暴力団員に依頼するこ
とも禁止しています。(「中止命令」や「再発防止命令」が出
され、これに違反すると、懲役刑又は罰金刑に処せられます。)



「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」の概要

(平成22年4月1日施行)

本条例は、暴力団排除活動の推進に関する基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所の開設の防止、暴力排除活動を実施するもの等に対する支援等について、必要な事項を定めました。

基本理念

暴力排除活動は、暴力団が反社会的団体であり、県民生活・社会経済活動に多大な影響を及ぼす存在であることを共通の認識とし、県、県民、事業者、関係機関等が一体となって推進する。

責務

県 暴力排除活動の推進に関する総合的な施策を策定、実施するよう努める。

- 暴力排除活動への理解を深め、自発的に暴力排除活動に取り組む。
- 次に掲げる行為をしないように努める。
 - ・ 暴力団員に不当な行為を依頼すること
 - ・ 暴力団の威力を示して不当な行為をすること
 - ・ 暴力団の活動を助長すること
- 暴力排除活動の推進に関する県や関係機関の事業等に協力するよう努める。

市町村への 要請・支援

- 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた施策の策定及び実施等を要請する。
- 県は、市町村が実施する施策に対し、情報の提供、その他の必要な支援を行う。

暴追センター との連携

県は、県暴力追放運動推進センターと緊密に連携・協力し、暴力排除活動を推進する。

広報・啓発

県は、暴力排除活動に関する知識の普及、意識の高揚を図る。

支援及び 安全対策

- 県は、不動産所有者等及び暴力排除活動を実施するもの等に対し、情報の提供、技術的助言、その他必要な支援を行う。
- 生命、身体、財産に危害が加えられるおそれがある場合は、必要な安全対策を講ずる。

暴力団事務所の開設の防止

- 不動産取引時に利用目的を確認するなど、暴力団事務所の開設防止に努める。
- 不動産取引契約書に契約解除又は買戻し条項を挿入する。
- 暴力団事務所が開設された場合には、契約解除又は買戻しに努める。
- 宅地建物取引業者は、不動産所有者等へ必要な助言・情報提供を行う。

調査

- 知事は、不動産所有者等が責務を果たしていない疑いがある場合は、必要な調査を行う。

勧告

- 知事は、調査の結果、不動産所有者等が責務を果たしていない時は、必要な措置をとるよう勧告することができる。

公表

- 知事は、不動産所有者等が、正当な理由がなく、調査拒否や虚偽の説明をし、又は、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

- (公表に際し、意見を述べる機会を付与)
- 知事は、公表された不動産所有者等を、県の契約から排除することができる。
- (排除に際し、意見を述べる機会を付与)

※暴力団排除活動に活用する資金を貸し付けることを目的として、平成22年4月に、(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター内に「鹿児島県暴力団排除活動推進基金」を設置

県では、平成23年10月1日から県が行う契約からの 暴力団排除措置を行っています。

対象となる事業

建設工事の請負、測量・建設コンサルタント業務委託、物品の購入、役務の提供、業務の委託、公有財産の売却・貸付け等すべての契約

暴排措置 の方法

入札参加資格審査時 における排除



入札時における排除



契約後の排除



県外暴力団の進出防止 暴力団への公金流出防止

民間事業者の皆様も、契約書等に暴力団排除条項を設けるなど、暴力団の排除に努めてください。

「鹿児島県暴力団排除活動推進基金」の概要

(平成22年4月1日創設)

暴力団事務所の撤去運動に伴う訴訟費用や事務所買取り費用等について、迅速に必要な資金を貸し付けることにより、暴力団排除活動の推進及び暴力団事務所撤去の早期実現を図ることを目的として、「鹿児島県暴力団排除活動推進基金」を設置しています。

基金の設置及び貸付業務の実施機関

(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター

所在地:鹿児島市新屋敷町16-301(県住宅供給公社ビル3F)
TEL: 099-224-8601 FAX:099-224-8602

(1) 貸付対象経費

- ①暴力団事務所の撤去に係る訴訟費用
- ②暴力団事務所の買取り(買戻し)費用
- ③その他、暴力団排除活動に資する場合で、特に必要と認める費用

(2) 貸付利率

無利子

(3) 担保・保証人

原則として連帯保証人が必要

(4) 貸付限度額

①訴訟費用:500万円 ②事務所買取り費用:5,000万円

(5) 償還期間

- ①訴訟費用:訴訟終了後6か月以内
- ②事務所買取り費用:貸付後3年以内

あなたにもできる! ワンコインからの暴力団排除活動

暴力団排除活動を推進するため、基金の寄付金を募集しています。
金額は、ワンコインなど、いくらでも結構です。
詳しくは、県暴力追放運動推進センターにお問い合わせください。



暴力団に関するもめごと、困りごとでお悩みの方は
すぐに警察・暴追センターにご連絡ください!

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課

☎ 099-206-0110

☎ 099-255-0110

(企業対象暴力相談電話)

又は最寄りの警察署にご連絡ください。

[条例についてのお問い合わせ]鹿児島県 県民生活局 生活・文化課

☎ 099-286-2523 県ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/>
メールアドレス seibun-kat@pref.kagoshima.lg.jp

私たち
は
断固拒否
します!



県民みんなで

暴力団排除

鹿児島県では、県民生活や社会経済活動に大きな妨げとなっている暴力団を排除するため、平成22年4月1日から、「暴力団排除活動の推進に関する条例」を施行するとともに、「暴力団排除活動推進基金」を設置し、県民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る取組を進めています。

「日本一のくらし先進県」を目指して! 鹿児島県